（船舶設備規程の一部改正）

第三条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九号表　属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第百四十六条の三関係） 表　（略） 備考 一～五　（略）	第九号表　属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第百四十六条の三関係） 表　（略） 備考 一～五　（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
八十　川崎東扇島防波堤東灯台から十度三十分八百五十メートルの地点 八十一　川崎東扇島防波堤東灯台から百三十三度三十分六十メートルの地点 八十二　横浜大黒防波堤東灯台から五十六度三千七百二十メートルの地点 八十三　横浜大黒防波堤東灯台から六十二度三十分三千五百六十メートルの地点 八十四　横浜大黒防波堤東灯台から六十五度三千メートルの地点 八十五　横浜大黒防波堤東灯台から五十五度三千百七十メートルの地点 八十六　川崎東扇島防波堤東灯台から百九十三度三十分千二百八十メートルの地点 八十七　川崎東扇島防波堤東灯台から百五十九度七百六十メートルの地点 八十八　川崎東扇島防波堤東灯台から百五十七度九百三十メートルの地点 八十九　川崎東扇島防波堤東灯台から百八十八度三十分千四百メートルの地点 九十　横浜大黒防波堤東灯台から六十九度九百九十メートルの地点 九十一　横浜大黒防波堤東灯台から五十七度三十分九百三十メートルの地点 九十二　横浜大黒防波堤東灯台から五十四度千四百二十メートルの地点 九十三　横浜大黒防波堤東灯台から六十一度千四百七十メートルの地点	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）